

介護保険制度のご利用にあたってのご案内

社会保障・税番号制度開始に伴う本人確認にご協力ください。

平成 28 年 1 月から、介護保険の各種届出、申請において原則として被保険者ご本人などの個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。なりすましその他不正利用を防止し、個人情報を保護するためにご協力をお願いします。

1 個人番号の記載が必要となる書類

- (1) 介護保険資格（取得・異動・喪失）届
- (2) 介護保険住所地特例（適用・変更・終了）届
- (3) 介護保険被保険者証交付申請書（2号被保険者用）
- (4) 介護保険被保険者証等再交付申請書
- (5) 介護保険（要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定）申請書
- (6) 介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
- (7) 介護保険サービスの種類指定変更申請書
- (8) 居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書
- (9) 介護予防サービス計画等作成依頼（変更）届出書
- (10) 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能型居宅介護）
- (11) 介護保険負担限度額認定申請書
- (12) 介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホーム要介護旧措置入所者に関する認定申請）
- (13) 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- (14) 介護保険基準収入額適用申請書
- (15) 介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書
- (16) 高額合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

2 本人確認等

(1) ご本人が申請される場合

番号確認と身元確認が必要になります。

① 番号確認

・ 個人番号カード（※）

・ 本人の通知カード

・ 本人の個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書。

※個人番号カードを提示いただいた場合は、身元確認について②の書類等の提示は必要ありません。

② 身元確認

通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項をご提示の場合、身分確認のため次のいずれかの書類の提示が必要になります。

| | |
|---------------|---|
| 1種類 (写真あり) | 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）旅券、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 |
| 2種類 (写真なし) | 国民健康保険証、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、介護保険負担割合証、市役所からの本人宛通知文書 |

【例1】1種類の場合

通知カード + 運転免許証
 本人の個人番号が記載された住民票の写し + 身体障害者手帳

【例2】2種類の場合

通知カード + 介護保険被保険者証 + 介護保険負担割合証
 本人の個人番号が記載された住民票の写し + 国民健康保険証 + 国民年金手帳

(2) 代理人が申請される場合

代理権確認、代理人の身元確認及びご本人の番号確認が必要になります。

① 代理権確認

次のいずれかの書類のご提示が必要となります。

- i) ご本人の介護保険被保険者証又は介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）
- ii) 登記事項証明書その他資格を証明する書類（成年後見人等法定代理人の場合）
- iii) 委任状（法人の場合、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されていること。）

② 代理人の身元確認

次のいずれかの書類のご提示が必要になります。

| | | |
|----------|---------------|---|
| 個人代理人の場合 | 1種類 (写真あり) | 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）旅券、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 |
| | 2種類 (写真なし) | 国民健康保険証、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、介護保険負担割合証、市役所からの本人宛通知文書 |

| | |
|----------|--|
| 法定代理人の場合 | 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類 + 職員証など現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載が必要です。） |
|----------|--|

③ 被保険者ご本人の番号確認

ご本人の個人番号カードの写し、通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し。なお、これらの提示が難しい場合は窓口はその旨を申し出てください。

郵送の場合は、各書類又はその写し（個人番号カードは両面）を同封してください。

【例1】各種申請を被保険者のご家族が行う場合

被保険者ご本人の介護保険被保険者証 + 申請するご家族の運転免許証
 + 被保険者ご本人の通知カードの写し

【例2】介護支援専門員（ケアマネージャー）が行う場合

被保険者ご本人の介護保険被保険者証 + 介護支援専門員証
 + 被保険者ご本人の通知カードの写し

(3) 申請書等の提出を介護事業者等が代行する場合

個人番号が記載された申請書等を、居宅支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターなどが代行で提出する場合は、個人番号が代行者に見えないよう、申請書等、本人の番号確認書類及び本人の身元確認書類を封筒等に入れて提出してください。

① 代理権確認

次のいずれかの書類のご提示が必要となります。

- i) ご本人の介護保険被保険者証又は介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）
- ii) 登記事項証明書その他資格を証明する書類（成年後見人等法定代理人の場合）
- iii) 委任状（法人の場合、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されていること。）

3 個人番号の記載が難しい場合

個人番号が分からない場合など、記載が困難な場合は、その他記載内容に問題が無ければ申請は受理しますので、未記載のまま提出してください。

また、ご本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号は記載しないで提出してください。

4 その他

(1) 申請書等の様式について

「介護保険被保険者証交付申請書（2号被保険者用）」及び「介護保険サービスの種類指定変更申請書」以外の届出書、申請書については、個人番号記載欄のない様式も経過措置として当面は使用できます。

(2) 2回目以降の申請の際の個人番号の記載について

同一の給付等に係る2回目以降の申請等の際には、初回の申請等の際に個人番号の確認を行っている場合は個人番号の記載を省略できます。

(3) 介護事業者が、個人番号の記載された申請書等のコピーを事業所等で蓄積する場合は、個人番号の記載箇所の黒塗り等での対応により個人番号が蓄積されないように注意してください。

また、介護事業者が申請時に視認した個人番号を事務所内で記録しておき、それを利用して介護サービス利用者の情報管理を行うことは禁止されています。